○警察官昇任試験実施要領の改正について

平成３年11月20日
岩警発第1285号警察本部長

〔**沿革**〕　平成６年11月岩警発第954号、８年５月第2127号、11年４月第419号、14年４月岩警第497号、16年８月第1232号、18年12月第1724号、20年10月第1139号、21年８月第839号、23年５月第491号、27年７月第876号、28年12月第1240号、29年３月第313号、31年２月第117号、４月第340号、令和元年10月第1122号、６年３月第337号改正

各部長
各所属長

みだしの要領を別添のとおり全部改正し、平成３年11月20日から実施することとしたので、通知する。

改正の要点は、次のとおりである。

なお、警察官昇任試験実施要領（平成２年３月23日付け岩警発第313号）は、平成３年11月19日をもって廃止する。

記

改正の要点

この度、岩手県警察職員の任用に関する訓令（昭和44年岩手県警察本部訓令第20号）の一部を改正し、警察官の階級の昇任方法として昇任選抜考査及び昇任選考考査の制度を採り入れ、また、これに伴い現行の昇任試験制度から特別Ⅰ試験及び特別Ⅱ試験を削除することとした。このため、警察官昇任試験実施要領においても、各階級における特別試験制度をなくし現行の通常試験のみを存続させることとし、規定の整理をしたものである。

なお、現行の通常試験における配点基準、評価基準等には何ら変更がないものである。

別添

警察官昇任試験実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、岩手県警察職員の任用に関する訓令（昭和44年岩手県警察本部訓令第20号）第23条に基づき、警察官の昇任試験の実施について必要な事項を定めるものとする。

（試験科目等）

第２　各昇任試験の試験科目、試験官及び配点については、別表第１から別表第３のとおりとする。ただし、岩手県警察職員昇任管理委員会（以下「本部委員会」という。）委員長は、試験官に事故があるとき若しくは試験官が欠けたとき又は試験官に試験を実施させることにより試験の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めたときは、他の者を試験官に指定することができる。

（第一次試験）

第３　第一次試験は、短答式試験とし、第二次試験資格の判定に用いるものとする。

２　第一次試験の合格者は、前項の試験による得点に人事評価等評価基準（別表第４）に基づき算出した点数を加え、高点順に決定するものとする。

３　第一次試験の合格基準は、その都度、本部委員会委員長が昇任予定数を考慮して決定する。

４　受験資格を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、第一次試験を免除する。ただし、この免除は、出向中の者を除き、当該要件を具備するに至った後初めて行われる昇任試験に限るものとする。

(1)　前回の昇任試験において、第二次試験に合格した者

(2)　第一次試験を実施する日において、過去１年以内に警察庁長官賞詞又は管区局長賞詞を受賞した者

(3)　地方警察官人事交流制度に基づき、他県に出向中の者及びその経験者

(4)　本部委員会委員長が特に認めた者

５　第一次試験を免除するときは、あらかじめ受験者にその旨通知するものとする。

（第二次試験）

第４　第二次試験の合格者は、記述式試験の科目別得点の合計に勤務実績等評価基準（別表第５）に基づ

き算出した点数を加え、高点順に決定するものとする。

２　本部委員会委員長は、第二次試験受験者が試験科目のいずれか１科目において、その得点が配点表に示す点数の40パーセント未満であるときは、当該受験者を不合格にすることができる。

（第三次試験）

第５　第三次試験の得点は、面接試験及び術科試験の得点の合計に、術科技能評価基準（別表第６）及び実務直結の能力評価基準（別表第７）に基づき算出したそれぞれの点数の合計を加えたものとする。

（総合成績）

第６　総合成績は、第二次試験及び第三次試験の得点の合計とし、その配点は、総合成績配点基準表（別表第８）のとおりとする。

別表第１（第２関係）

警部昇任試験配点表

<table>
<tr><td>第一次試験</td><td colspan="3">試験科目</td><td>配点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">基本法学、警務一般、生活安全警察、刑事警察、交通警察、警備警察、社会常識</td><td>100点</td></tr>
<tr><td>第二次試験</td><td colspan="3">試験科目</td><td>配点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">管理論文</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">憲法・行政法</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">刑法・刑事訴訟法</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">警務一般</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">生活安全警察（地域、通信を含む。）</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">刑事警察（鑑識を含む。）</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">交通警察</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">警備警察</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">計</td><td>800点</td></tr>
<tr><td>第三次試験</td><td colspan="2">試験科目</td><td>試験官</td><td>配点</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="6">面接試験</td><td>警察各般</td><td>本部長</td><td>180点</td></tr>
<tr><td></td><td>警務一般</td><td>警務部長</td><td>140点</td></tr>
<tr><td></td><td>生活安全警察</td><td>生活安全部長</td><td>70点</td></tr>
<tr><td></td><td>刑事警察</td><td>刑事部長</td><td>70点</td></tr>
<tr><td></td><td>交通警察</td><td>交通部長</td><td>70点</td></tr>
<tr><td></td><td>警備警察</td><td>警備部長</td><td>70点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">計</td><td>600点</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">術科試験</td><td>点検・教練</td><td rowspan="2">警察学校長
（必要により補助官を指名する。）</td><td rowspan="2">60点</td></tr>
<tr><td></td><td>逮捕術</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">計</td><td>60点</td></tr>
</table>

別表第２（第２関係）

警部補昇任試験配点表

<table>
<tr><td>第一次試験</td><td colspan="3">試験科目</td><td>配点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">基本法学、警務一般、生活安全警察、刑事警察、交通警察、警備警察、社会常識</td><td>100点</td></tr>
<tr><td>第二次試験</td><td colspan="3">試験科目</td><td>配点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">管理論文</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">憲法・行政法</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">刑法・刑事訴訟法</td><td>100点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">警務一般</td><td>100点</td></tr>
</table>

	生活安全警察（地域、通信を含む。）			100点
	刑事警察（鑑識を含む。）			100点
	交通警察			100点
	警備警察			100点
	計			800点
第三次試験	試験科目		試験官	配点
	面接試験	警務一般	警務部長	120点
		生活安全警察	生活安全部長	70点
		刑事警察	刑事部長	70点
		交通警察	交通部長	70点
		警備警察	警備部長	70点
	計			400点
	術科試験	点検・教練	警察学校長 （必要により補助官を指名する。）	60点
		逮捕術		
	計			60点

別表第３（第２関係）
巡査部長昇任試験配点表

第一次試験	試験科目			配点
	基本法学、警務一般、生活安全警察、刑事警察、交通警察、警備警察、社会常識			100点
第二次試験	試験科目			配点
	憲法・行政法			100点
	刑法・刑事訴訟法			100点
	警務一般			100点
	生活安全警察（地域、通信を含む。）			100点
	刑事警察（鑑識を含む。）			100点
	交通警察			100点
	警備警察			100点
	計			700点
第三次試験	試験科目		試験官	配点
	面接試験	警務一般	警務部長	80点
		生活安全警察	生活安全企画課長	40点
		刑事警察	刑事企画課長	40点
		交通警察	交通企画課長	40点
		警備警察	公安課長	40点
	計			240点
	術科試験	点検・教練	警察学校長 （必要により補助官を指名する。）	60点
		逮捕術		
	計			60点

別表第４（第３関係）
人事評価等評価基準

評価基準	最高点
下記１及び２により点数化し、その合計点とする。 １　過去３年以内の人事評価の総合評価	12点

全体評語	点数
A	４点
B	２点
２　警察官採用活動が特に良好な者	
該当事由	点数
過去３年以内の警察官採用活動が特に良好であった年数	１年につき２点

別表第５（第４関係）
勤務実績評価基準

区分	最高点	評価基準	
人事評価	120点	過去３年以内の人事評価の総合評価を、次の基準で点数化し、その平均点とする。 （小数点以下は切捨てとする。）	
		全体評語	点数
		A	120点
		B	100点
		C	70点
表彰経歴	30点	現階級昇任後の表彰を次により加点する。	
		表彰の種類	評価基準
		長官表彰	１回につき30点
		管区局長表彰	１回につき20点
		本部長表彰	賞詞 １回につき20点 賞誉 １回につき10点
		県民の警察官表彰	20点
		(1)　評価対象は、警察表彰規則及び岩手県警察表彰に関する訓令に基づく表彰とする。ただし、永年勤続表彰は除く。 (2)　評価対象期間は、第二次試験の実施の日から起算して過去３年以内に受賞したものとする。	

別表第６（第５関係）
術科技能評価基準

試験の種類	術科種目	評価基準	最高点
警部昇任試験	柔・剣道	段位１段につき３点	60点
	逮捕術	上級７点、中級５点	
	拳銃	上級７点、中級５点	
	救急法	上級７点	
警部補昇任試験	柔・剣道	段位１段につき４点	70点
	逮捕術	上級８点、中級６点	
	拳銃	上級８点、中級６点	
	救急法	上級８点	

巡査部長昇任試験	柔・剣道	段位１段につき５点	90点
	逮捕術	上級９点、中級７点	
	拳銃	上級９点、中級７点	
	救急法	上級９点	

別表第７（第５関係）
実務直結の能力評価基準

試験の種類	評価能力	評価基準	最高点
警部昇任試験	鑑識技能	上級１科目につき３点、総合上級で15点加算	90点
	簿記能力	簿記３級で３点、２級で８点、１級で15点加算	
	語学力	英語については英検３級で４点、２級で８点、１級で15点加算 ロシア語、中国語、韓国語については部内検定の初級で４点、中級で８点、上級で15点加算	
	情報処理	部内検定の中級で３点、上級で15点加算	
	通信技能	上級で15点加算	
	サイバー犯罪等対処	中級で３点、上級で15点加算	
警部補昇任試験	鑑識技能	上級１科目につき４点、総合上級で15点加算	100点
	簿記能力	簿記３級で４点、２級で９点、１級で20点加算	
	語学力	英語については英検３級で４点、２級で９点、１級で20点加算 ロシア語、中国語、韓国語については部内検定の初級で５点、中級で９点、上級で20点加算	
	情報処理	部内検定の中級で３点、上級で15点加算	
	通信技能	上級で15点加算	
	サイバー犯罪等対処	中級で３点、上級で15点加算	
巡査部長昇任試験	鑑識技能	上級１科目につき４点、総合上級で15点加算	100点
	簿記能力	簿記３級で５点、２級で10点、１級で20点加算	
	語学力	英語については英検３級で５点、２級で10点、１級で20点加算 ロシア語、中国語、韓国語については部内検定の初級で６点、中級で10点、上級で20点加算	
	情報処理	部内検定の中級で３点、上級で15点加算	
	通信技能	上級で15点加算	
	サイバー犯罪等対処	中級で３点、上級で15点加算	

※　簿記については、検定試験の種別を問わないこととする。

別表第８（第６関係）
総合成績配点基準表

評価区分＼試験の種類	第二次試験			第三次試験				合計
	記述式試験	人事評価	表彰経歴	面接試験	術科試験	術科技能評価	実務直結の能力評価	
警部昇任試験	800	120	30	600	60	60	90	1760
警部補昇任試験	800	120	30	400	60	70	100	1580
巡査部長昇任試験	700	120	30	240	60	90	100	1340